

一般財団法人日本建築センター 認定等業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この認定等業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関として行う法第31条第1項の住宅型式性能認定（以下単に「住宅型式性能認定」という。）及び同条第3項の規定による公示並びに法第33条第1項の型式住宅部分等製造者の認証（以下単に「認証」という。）、同条第3項の規定による公示及び法第36条第1項の認証の更新（以下単に「認証の更新」という。）の業務（以下「認定等の業務」という。）の実施について、法第49条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。(へ) (ち)

(基本方針)

第2条 認定等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。(わ)

(認定等の業務を行う時間及び休日)

第3条 認定等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時15分から午後5時45分までとする。(ほ)

2 認定等の業務の休日は、次に掲げる日とする。(へ)

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (ろ)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 認定等の業務を行う時間及び休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に財団と申請者との間において認定等の業務を行う日時調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。(ろ)

(事務所の所在地)

第4条 本部の所在地は、東京都千代田区神田錦町一丁目9番地とする。(は) (と)

2 大阪事務所の所在地は、大阪府大阪市中央区本町一丁目4番8号とする。(か)

(認定等の業務を行う区域)

第5条 認定等の業務を行う区域は、日本及び外国の全域とする。

(認定等の業務を行う範囲)

第6条 財団は、法第44条第2項各号に定める業務の種別に係る認定等の業務について、平成17年国土交通省告示第921号第2項第一号、第二号、第四号から第十七号まで及び第二十号から第三十一号までに定める区分に係る認定等の業務を行うものとする。(ろ) (り) (わ)

第2章 認定等の業務の実施方法

第1節 申請手続き

(住宅型式性能認定、認証又は認証の更新の申請)

第7条 住宅型式性能認定を申請しようとする者は、財団に対し、次の各号に掲げる図書（以下「認定用提出図書」という。）を、財団が別に定める期日までに財団が別に定める部数提出しなければならないものとする。(ろ)

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第40条第1項に規定する住宅型式性能認定申請書（別記様式HF02-01（施行規則別記第37

号様式) 及び住宅型式性能認定申請添付図書

(2) 認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る住宅型式性能認定の申請にあっては、法第 80 条第 1 項の特別評価方法認定書の写し (ろ)

- 2 認証又は認証の更新を申請しようとする者は、施行規則第 43 条に規定する型式住宅部分等製造者認証申請書 (別記様式 HF02-02 (施行規則別記第 40 号様式)) 又は施行規則第 47 条第 1 項に規定する認証型式住宅部分等製造者更新申請書 (別記様式 HF02-03 (施行規則別記第 43 号様式)) を、型式住宅部分等製造者認証申請添付図書 (以下「認証用提出図書」という。) とともに、財団が別に定める期日までに財団が別に定める部数提出しなければならないものとする。(ろ)

(認定等の申請の受理及び契約)

第8条 財団は、前条の住宅型式性能認定、認証又は認証の更新 (以下「認定等」という。) の申請があったときは、次の事項を確認し、前条の規定により提出される図書 (以下「認定等用提出図書」という。) を受理する。(わ)

- (1) 申請に係る型式、型式住宅部分等又は認証型式住宅部分等が、第 6 条に定める認定等の業務の範囲に該当するものであること。
 - (2) 認定等用提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 認定等用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 認定等用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 財団は、前項の確認により、同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。(ろ)
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、財団は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に認定等用提出図書を返還する。
- 4 財団は、認定等の申請を受理した場合においては、申請者に承諾書 (前条の申請書に受付の承諾日を明示したものの写しをいう。以下同じ。) を交付する。この場合、申請者と財団は別に定める「認定等業務約款(HR-506)」に基づき契約を締結したものとする。(ち) (ろ)
- 5 前項の認定等業務約款及び承諾書には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。(ろ) (ろ)
- (1) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、提出された書類のみでは認定等を行うことが困難であると財団が認めて請求した場合は、認定等を行うために必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までに財団に提出しなければならないこと。(ろ) (わ)
 - (b) 申請者は、財団が認証又は認証の更新に係る審査を行う際、当該申請に係る工場等に立入り、業務上必要な審査を行うことができるように協力しなければならないこと。(ろ)
 - (c) 申請者は、財団が審査中に評価方法基準 (平成 13 年国土交通省告示第 1347 号) 及び認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項 (当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に限る。) 又は法第 35 条各号に掲げる基準に照らして認定等用提出図書に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の認定等用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならないこと。(ろ)
 - (d) 第 10 条の交付前までに申請者の都合により申請内容を変更する場合は、申請者は、双方合意の上定めた期日までに財団に変更部分の認定等用提出図書を提出しなければならないこと。(ろ) (ち) (わ)
 - (2) 認定等料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 認定等料金の額の決定に関すること。
 - (b) 認定等料金の支払期日に関すること。
 - (3) 認定等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 第 10 条の交付をする期日 (以下この項において「業務期日」という。) に関すること。(ろ) (わ)
 - (b) 財団は、不可抗力その他財団の責めに帰することができない事由によって、業務期日までに第 10 条の交付をすることができない場合には、申請者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができること。(わ)
 - (c) 申請者が、その理由を明示の上、財団に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると財団が認めるときは、財団は業務期日の延期をすることができること。

- (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) (1)(d)の変更が大幅なものと財団が認める場合にあっては、申請者は、当初の申請内容に係る申請を取り下げ、別件として改めて認定等を申請しなければならないこと。この場合においては、元の契約は解除されること。(わ)
 - (b) 申請者は、第 10 条の交付がされるまで、財団に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。(わ)
 - (c) 申請者は、財団が業務期日までに第 10 条の交付をしないときその他財団がその債務の履行をせず、申請者が相当の期間を定めてその履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき（申請者の責めに帰すべき事由によるものを除く。）、当該契約を解除することができること。この場合においては、既に支払った認定等料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。(わ)
 - (d) 財団は、申請者が認定等料金の支払いを遅延したとき、申請者が協力義務を怠ったことにより業務期日までに第 10 条の交付をすることができないときその他申請者がその債務の履行をせず、財団が相当の期間を定めてその履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき（財団の責めに帰すべき事由によるものを除く。）、当該契約を解除することができること。この場合においては、既に支払われた認定等料金を返還せず、未だ支払われていない認定等料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。(わ)
- (5) 財団が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 申請者は、第 10 条第 1 項又は第 4 項の交付を受けた後に、財団がこの契約、取引上の社会通念及び業務を行った時点の技術水準に照らして財団の責めに帰すべき事由により、この契約に定める債務の本旨に従った履行をせず、それによって認定等の判断に誤りが生じていること（以下「財団帰責に基づく債務不履行による認定等の誤り」という。）が判明した場合、財団に対し、履行の追完及び財団帰責に基づく債務不履行による認定等の誤りによって生じた損害の賠償を請求することができること。(わ)
 - (b) (a)の請求の期限及び請求額の上限に関すること。
- 6 第 28 条第 1 項の申請並びに第 2 項の交付及び発行を実施する場合には、業務約款には、前項に加えて、第 28 条第 1 項の申請並びに第 2 項の交付及び発行に係る業務を行う事務所に関する規定を盛り込むものとする。(わ)

第 2 節 認定等の実施方法

(審査の実施方法)

- 第9条 財団は、認定等の申請を受理したときは、速やかに、第 16 条に定める認定員 2 名以上で委員会等を構成し審査を実施させる。(ろ)
- 2 住宅型式性能認定を行う場合にあっては、認定員は次に定める方法により審査を行う。
- (1) 認定用提出図書をもって審査を行う。
 - (2) 申請のあった型式に係る性能表示事項及び等級に応じ、評価方法基準又は認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項に適合していることを確認する。(ろ)
 - (3) 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行う。(ろ)
- 3 認証又は認証の更新を行う場合にあっては、認定員は次に定める方法により審査を行う。
- (1) 認証用提出図書をもって審査を行う。
 - (2) 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは法第 35 条各号（法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行う。
 - (3) 施行規則第 77 条第 2 項第二号から第五号までに掲げる場合を除き、申請に係る工場等において実地に行う。
 - (4) 申請に係る工場等の品質管理体制の審査においては、施行規則第 44 条で規定された技術的生産条件に関する事項が平成 12 年建設省告示第 1657 号の基準（以下「技術的基準」という。）に適合していることを確認する。当該工場等が、技術的基準に定める製造設備及び検査設備を有していること、並

びに当該製造設備及び検査設備が、製造される型式住宅部分等の品質及び性能を確保するために必要な精度及び性能を有していることを確認する。(ろ)

(5) 認証の更新に係る審査にあつては、前各号のほか、法第38条第2項の規定に適合していることを確認する。(ろ)

4 認定員は、審査上必要あるときは、認定等用提出図書に関し申請者に説明を求めるものとする。

(住宅型式性能認定書又は型式住宅部分等製造者認証書の交付等)

第10条 財団は、認定員の審査の結果、申請に係る型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有すると認めて住宅型式性能認定をしたときは、住宅型式性能認定書(別記様式 HF02-07(施行規則別記第38号様式))を申請者に交付するものとする。

2 前項の住宅型式性能認定書の欄には、次に定める事項を記載する。(ろ)(ち)

(1) 認定番号 「住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証における認定書及び認証書の発行に係る留意事項(型式の分類及び付番の方法)」に基づき付番された認定番号(ろ)(ち)

(2) 備考 認定をした型式の内容及び住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項(ろ)

3 財団は、認定員の審査の結果、申請に係る型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有せず、かつ当該性能を有するように是正される見込みがないと認めて住宅型式性能認定をしないときは、その旨の通知書(別記様式 HF02-08(施行規則別記第39号様式))を申請者に交付するものとする。

4 財団は、認定員の審査の結果、認証又は認証の更新の申請が法第35条各号に掲げる基準に適合していると認めて認証をしたときは、型式住宅部分等製造者認証書(別記様式 HF02-09(施行規則別記第41号様式))を申請者に交付するものとする。

5 前項の型式住宅部分等製造者認証書の欄には、次に定める事項を記載する。(ろ)(ち)

(1) 認証番号 「住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証における認定書及び認証書の発行に係る留意事項(型式の分類及び付番の方法)」に基づき付番された認証番号(ろ)(ち)

(2) 備考 住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項、建設住宅性能評価において要しない検査及び認証の適用範囲(ろ)

6 財団は、認定員の審査の結果、認証又は認証の更新の申請が法第35条各号に掲げる基準に適合せず、かつ、当該不適合事項が是正される見込みがないと認めて認証をしないときは、その旨の通知書(別記様式 HF02-10(施行規則別記第42号様式))を申請者に交付するものとする。

(認定等の申請の取下げ)

第11条 申請者は、前条第1項の住宅型式性能認定書若しくは第3項の通知書又は第4項の型式住宅部分等製造者認証書若しくは第6項の通知書(以下「認定書等」という。)の交付前に認定等の申請を取り下げる場合においては、その旨及び理由を記載した取下げ届(別記様式 HF02-05)を財団に提出する。

(ほ)(わ)

2 前項の場合においては、財団は、当該申請に係る認定等の業務を中止し、認定等用提出図書を申請者に返却する。(ろ)

第3節 公示及び報告

(公示)

第12条 財団は、認定等を行ったときは、法第31条第3項又は同第33条第3項の規定に基づき、その旨を公示するものとする。(ろ)

2 財団は、施行規則第49条第1項の規定による製造事業廃止の届出があつたときは、同条第2項各号に掲げる事項について公示するものとする。

(国土交通大臣への報告)

第13条 財団は、認定等を行ったときは、法第53条第1項の規定に基づき、遅滞なく、施行規則別記58号様式の認定等を行った旨の報告書を国土交通大臣に提出するものとする。(ろ)

2 財団は、前項の認定等を行った旨の報告書に記載した事項に変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

3 財団は、次に掲げる場合には、施行規則第72条の規定で定めるところにより、直ちにその旨を国土交通大臣に報告するものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有していない事実があると思料するとき。
- (2) 認証型式住宅部分等製造者が法第 34 条第一号又は第四号に該当する事実があると思料するとき。
- (3) 認証型式住宅部分等製造者の技術的生産条件が法第 35 条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していない事実があると思料するとき。
- (4) 認証型式住宅部分等製造者が法第 38 条の規定に違反する事実があると思料するとき。
- (5) 認証型式住宅部分等製造者が不正の手段により認証を受けたと思料するとき。

第3章 認定等料金等

(認定等料金の収納)

第14条 財団は、認定等の申請を受理し、契約を締結した時は、別添「料金一覧表<住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証>(HR-511)」に基づき、認定等料金の請求書を申請者に対して発行する。

(ろ) (ち)

- 2 申請者は、前項の認定等料金を指定期日までに銀行振込により財団に納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。
- 3 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(認定等料金を減額するための要件) (に)

第 14 条の 2 認定等料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。(に)

- (1) 法、これに基づく命令、日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正に伴う住宅型式性能認定の申請であって、型式の内容に変更を伴わないものその他審査を効率的に行うことができるものの場合(に)
- (2) 前号で住宅型式性能認定を受けた型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合 (に)

(認定等料金の返還)

第15条 財団が収納した認定等料金は返還しない。ただし、財団の責めに帰すべき事由により認定等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。(ろ)

第4章 認定員等

(認定員の選任)

第16条 財団は、認定等の業務を実施させるため、法第 47 条に定める要件を満たす者のうちから認定員を選任するものとする。(ろ)

- 2 認定員は、財団の職員から選任するほか、財団の職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。(ろ)
- 3 認定員の選任は、当該認定員が審査を行う認定等の業務の対象範囲を、別表 (一) 項及び (二) 項の区分により明示して行うものとする。(ろ)

(認定員の解任)

第17条 財団は、認定員が次のいずれかに該当する場合その他必要があると認めた場合においては、その認定員を解任するものとする。(ろ)

- (1) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他認定員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認めるとき。

(秘密保持義務)

第18条 財団の役員及びその職員(認定員を含む。)並びにこれらの者であった者は、認定等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。(ろ)

(認定員の身分証明書の携帯) (ろ)

第19条 認定員が認証及び認証の更新に係る実地の審査を行う際には、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の証明書の様式は、別記様式 HF02-06 による。(ろ)

第5章 認定等の業務に関する公正の確保 (ろ)

(認定等の業務の実施及び管理の体制)

第20条 財団は、本部に評定部を置き、認定等の業務に従事する職員を評定部及び大阪事務所配置する。

(は) (ち) (を)

- 2 財団は、評定部長を法第46条第1項第三号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、認定等の業務を統括し、認定等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての認定書等の交付について責任を有するものとする。
- 4 認定員又は財団の役員若しくは職員以外の者は、認定等の業務に従事しないものとする。(ろ)

(認定等の業務に関する公正の確保)

第21条 財団は、財団の役員又はその職員(認定員を含む。以下「役員等」という。)が、認定等の申請を自ら行った場合又は代理人として認定等の申請を行った場合は、当該申請に係る認定等を行わないものとする。(ろ)

- 2 財団は、役員等が、認定等の申請に係る住宅若しくはその部分又は当該申請に係る住宅の部分を含む住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は、当該申請に係る認定等を行わないものとする。(ろ)
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
 - (5) 製造に関する業務
- 3 財団は、役員等がその役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。)である者の行為が、次のいずれかに該当する場合(当該役員又は職員(認定員を含む。)が当該申請に係る認定等の業務を行う場合に限る。)は、当該申請に係る認定等を行わないものとする。(ろ)
 - (1) 認定等の申請を自ら行った場合又は代理人として認定等の申請を行った場合
 - (2) 認定等の申請に係る住宅若しくはその部分又は当該申請に係る住宅の部分を含む住宅について前項各号に掲げる業務のいずれかを行った場合
- 4 財団は、第1項から第3項までに掲げる場合に準ずる場合であって、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合は、認定等の業務を行わないものとする。(ろ)

第6章 雑 則 (ろ)

(認定等業務規程の公開)

第22条 財団は、この規程を認定等の業務を行う全ての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した財団のホームページ(<https://www.bcj.or.jp>)において公表するものとする。(ぬ) (る) (わ)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等の請求)

第23条 財団は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びに事業報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。(ぬ)

- 2 利害関係人は、財団の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)後段の請求をする場合は1頁につき20円(税込)を、(4)前段(b)の請求をする場合は1枚につき100円(税込)を、それぞれ支払わなければならないものとする。(ろ)
 - (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち財団が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 財団の使用に係る電子計算機と(4)の請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使

用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものに限る。（b）において同じ。）

(b) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

(帳簿及び書類の保存期間)

第24条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。（ろ）

- (1) 法第44条第3項において準用する法第19条第1項の帳簿 財団が認定等の業務の全部を廃止するまで（わ）
- (2) 認定等用提出図書（是正がなされたものに限る。）、認定書等の写しその他審査の結果（審査を行った年月日並びに当該年月日毎の審査を行った認定員の氏名、審査における指摘事項及び当該指摘事項に対して申請者が行った対応を含む。）を記載した書類及び施行規則第48条の認証型式住宅部分等製造者変更届出書 財団が認定等の業務を廃止するまで（ただし、認定等が失効したのものについては、失効したときから20年間とする。）（ろ）（わ）

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第25条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中であつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室（外部の倉庫を含む。）、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。（ろ）

- 2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。
- 3 前項の規定に基づき帳簿、図書等を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は磁気ディスク等のデータを原本として扱うものとする。

(損害賠償保険への加入)

第26条 財団は、認定等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間1億円以上であり、このうち地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていない保険金額が年間50百万円以上であるもの）を締結するものとする。（い）

- 2 前項の保険契約は、認定等の業務のほか、次に掲げる業務に関し支払うことのある損害賠償のための保険を含むものとする。
 - (1) 法第5条に規定する登録住宅性能評価機関として行う評価の業務及び法第59条に規定する登録試験機関として行う試験の業務
 - (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の18に規定する指定確認検査機関として行う確認、中間検査及び完了検査の業務、同法第77条の36に規定する指定認定機関として行う型式適合認定、型式部材等製造者の認証、その認証の更新及びそれらの公示の業務並びに同法第77条の56に規定する指定性能評価機関として行う評価の業務
 - (3) その他財団が自主業務として行う技術評価の業務

(事前相談)

第27条 申請者は、認定等の申請に先立ち、財団に相談をすることができる。この場合において、財団は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)（わ）

第28条 第7条の申請については、あらかじめ財団と協議した上で財団が指定する方法で、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。（わ）

- 2 次に掲げる交付及び発行については、あらかじめ申請者と協議した上で財団が指定する方法で、デジ

タル行政推進法第 7 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
(わ)

(1) 第 8 条第 4 項の承諾書の交付 (わ)

(2) 第 14 条第 1 項の請求書の発行 (わ)

- 3 第 13 条第 1 項の報告については、あらかじめ国土交通省と協議した上で、デジタル行政推進法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。(わ)
- 4 第 1 項の規定により行われた申請に対して、第 8 条第 3 項の規定により受理できない場合又は第 11 条第 1 項の規定により申請が取り下げられた場合において、財団は、申請に係る電磁的記録(デジタル行政推進法第 3 条第 1 項第七号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)についてはこれを消去することにより、第 8 条第 3 項の返還又は第 11 条第 2 項の返却に代えることができる。(わ)
- 5 法令の規定により署名等(デジタル行政推進法第 3 条第 1 項第六号に規定する署名等をいう。以下同じ。)をすることが規定されているものを第 1 項及び第 3 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、申請及び報告に係る電磁的記録に氏名又は名称を記録する措置により代えることができる。(わ)
- 6 第 1 項の規定による申請があった場合、申請に係る電磁的記録(申請に係る電磁的記録が申請者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録され受け取り可能な状態におかれたことを申請者が財団に通知した場合は、その通知に係る電磁的記録)が財団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された時に財団に到達したものとみなす。(わ)
- 7 第 1 項の規定による申請があった場合、申請に係る電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があったものとみなす。(わ)

(電子情報処理組織による業務の実施) (わ)

第29条 財団は、電子情報処理組織による業務の実施方法に係る措置について別に定める。(わ)

(認定等の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め) (わ)

第30条 財団は、第 28 条第 1 項による申請を行わせる場合、認定等の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。(わ)

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第31条 財団は、電子情報処理組織による申請の受付並びに図書の交付及び発行、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その措置について別に定めることとする。(わ)

(附則) (ち)

- 1 この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。(ち)
- 2 第 6 条に定める区分のうち平成 17 年国土交通省告示第 921 号(以下「H17 国交省告示第 921 号」という。)第 2 項第二十号に定める区分については、平成 26 年国土交通省告示第 152 号(以下「H26 国交省告示第 152 号」という。)附則第 2 項により、「省エネルギー対策等級」を「断熱等性能等級」とすることができる。(ち)
- 3 第 6 条に定める区分のうち H17 国交省告示第 921 号第 2 項第二十一号から第三十号までに定める区分については、H26 国交省告示第 152 号附則第 3 項により、平成 26 年 10 月 1 日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分から、当該範囲の区分を一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に「二十一 一次エネルギー消費量等級」を加える。(ち)
- 4 別表の区分 20 の(一)項については、H26 国交省告示第 152 号附則第 2 項により、「省エネルギー対策等級」を「断熱等性能等級」とすることができる。この場合、第 16 条第 3 項により「省エネルギー対策等級」の区分で選任されている認定員は、「断熱等性能等級」の区分で選任されているものとみなす。(ち)
- 5 別表の区分 21 から 30 までの(一)項及び(二)項については、H26 国交省告示第 152 号附則第 3 項により、平成 26 年 10 月 1 日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分を対象として、当該範囲の区分を一区分ずつ繰り下げ、区分 20 の次に区分 21 を設け、(一)項を「一次エネルギー消

費量等級」、(二)項を「温熱、空気、光・視環境」とする。この場合、第16条第3項により別表の区分20の(一)項及び(二)項の区分で選任されている認定員は、区分21の(一)項及び(二)項の区分で選任されているものとみなす。(ち)

(附則) (か)

この規程は、令和 7年 4月30日から施行する。(か)

別表（第16条関係）

区分	(一) (ろ)	(二) (ろ)
1	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	構造の安定
2	耐震等級(構造躯体の損傷防止)	
4 (ろ)	耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	
5 (ろ)	耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	
6 (ろ)	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	
7 (ろ)	基礎の構造方法及び形式等	
8 (ろ)	感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	
9 (ろ)	感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	
10 (ろ)	避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	
11 (ろ)	脱出対策(火災時)	
12 (ろ)	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	
13 (ろ)	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	
14 (ろ)	耐火等級(界壁及び界床)	
15 (ろ)	劣化対策等級(構造躯体等)	劣化の軽減
16 (ろ)	維持管理対策等級(専用配管)	維持管理への配慮
17 (ろ)	維持管理対策等級(共用配管)	
20 (ろ)	断熱等性能等級	温熱、空気、光・視環境
21 (り)	一次エネルギー消費量等級	
22 (ろ) (り)	ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)	
23 (ろ) (り)	換気対策	
24 (ろ) (り)	単純開口率	
25 (ろ) (り)	方位別開口比	
26 (ろ) (り)	重量床衝撃音対策	音環境
27 (ろ) (り)	軽量床衝撃音対策	
28 (ろ) (り)	透過損失等級(界壁)	
29 (ろ) (り)	透過損失等級(外壁開口部)	
30 (ろ) (り)	高齢者等配慮対策等級(専用部分)	高齢者等への配慮
31 (ろ) (り)	高齢者等配慮対策等級(共用部分)	

(注) 区分欄の数字は、平成17年国土交通省告示第921号第2項の号番号に対応する。(第6条参照)

【制定・変更履歴一覧】

制定・変更改定年月日	附則
平成12年 7月19日制定	この規程は、平成12年 7月19日から施行する。
平成18年 3月 1日変更	この規程は、平成18年 3月 1日から施行する。
平成18年 9月14日変更 (い)	この規程は、平成18年 9月14日から施行する。(い)
平成19年 1月10日変更 (ろ)	この規程は、平成19年 1月10日から施行する。(ろ)
平成19年 4月23日変更 (は)	この規程は、平成19年 5月 7日から施行する。(は)
平成19年 6月20日変更 (こ)	この規程は、平成19年 6月20日から施行する。(こ)
平成21年 5月28日変更 (ほ)	この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。(ほ)
平成23年 4月 1日変更 (へ)	この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。(へ)
平成23年11月 7日変更 (と)	この規程は、平成23年11月 7日から施行する。(と)
平成26年 8月 1日変更 (ち)	この規程は、平成26年 8月 1日から施行する。(ち)
平成27年 4月 1日変更 (り)	この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。(り)
令和 2年 6月11日変更 (ぬ)	この規程は、令和 2年 6月11日から施行する。(ぬ)
令和 3年 4月 1日変更 (る)	この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。(る)
令和 5年 4月 1日変更 (を)	この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。(を)
令和 5年 8月30日変更 (わ)	この規程は、令和 5年 8月30日から施行する。(わ)
令和 7年 4月30日変更 (か)	この規程は、令和 7年 4月30日から施行する。(か)